

第 46 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年9月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第404号ア中「2,050円。」を「2,050円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため当該免許証の有効期間の更新を受けることができなかつた者であつて、道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付にあつては、1,700円）。」に、「道路交通法」を「同法」に、「2,050円に」を「これらの額に」に改め、同項第405号ア中「3,500円」を「2,250円」に改め、同項第414号の2ア中「（昭和35年政令第270号）」を削る。

別表第18大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験の項中「1,900円」の次に「（道路交通法施行令（以下この表において「令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の有効期間の更新（以下この表において「免許証の更新」という。）を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円）」を加え、同表普通自動車免許に係る試験の項、特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の項、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の項及び大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の項中「1,900円」の次に「（令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にされている申請に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。